大阪府条例第　　　号

　　　大阪府議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

　大阪府議会定例会の回数に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十号）の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 大阪府議会定例会は、年四回とする。 | 大阪府議会定例会は、年三回とする。 |
|  |  |

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

　　　附　則

　この条例は、令和五年四月三十日から施行する。